

玉城町国土強靱化地域計画(案)に関する意見と回答

1.パブリックコメントの概要

意見募集期間 令和2年9月30日～令和2年10月23日
 意見提出者数 1名
 意見提出件数 8件

2.意見・質問内容と回答・対応方針案

No.	ページ	意見・質問内容	回答・対応方針案
1	26頁	森林保水機能の低下、水田の宅地化について触れられていますが、P.28にそれに対する産業振興課の対応方針が書かれていません。放置森林による洪水緩和機能の低下ならば、森林管理に使う交付金による施策もあって然るべきでないでしょうか。P.50の施策がそれに相当するのであれば、他の項目のように「(再掲)」でもよいと思いますし、◎でなく○なのも気になりました。森林管理不足、一部担い手による代掻き不足による水量保持ができない水田など、町民の改善部分もあるかと思えます。河川に流入してからの対策も必要ですが、洪水の原因を少なくする保水対策についてもう少し練って欲しいです。	森林保水機能低下対策が、洪水対策への第1と考えています。国(森林環境譲与税)・県(みえ森と緑の県民税)の交付金を利用するなど、今後町内の森林整備を進めていく予定です。
2	26頁	上水道の水源地の浸水については触れられていますが、農村集落排水施設も浸水区域内にあるように思います。生活排水の処理は困難にならないのでしょうか。それに対応してP.28は上水道の施設と同じように浸水に対応が必要でないでしょうか。	水源地(山岡地内)は、昭和51年に供用を開始してから約45年経過している施設です。現在まで機械電気設備の更新や維持管理を行ってきましたが管理棟や地下に埋設してある取水井(しゅすいせい)等既存施設が耐震化されていない状況です。町では唯一の水源地であり被災すると生活に甚大な影響を及ぼすため、水源地施設の耐震化を図ることが必要であると考えます。また、建物等構築物の耐用年数も考慮し建替えを検討しています。 ○水源地施設について ・耐用年数を近い将来迎える。 ・耐震化が図れていない。 ⇒上記のことから、浸水区域を考慮した施設のかさ上げを実施します。 ○農業集落排水処理場について ・被災しても復旧まで代替処置が可能である。 ・将来、公共下水道に統合する予定である。(統合に伴い廃止) ・施設については、耐震化が図れている。 ⇒上記のことから施設の改築は予定していません。
3	29頁	情報伝達の不備について 電力・通信網だけとりだされていますが、伝達ツールについても脆弱に思います。webサイトの更新が気軽にできないのであれば、SNSの公式アカウントの利用など、時代にあった伝達手段についても触れて欲しいです。フェイクニュースによる混乱を避けるためにも情報拡散・収集の迅速化に対応した伝達ツールの利用は不可欠でないでしょうか(P.42もアプリだとダウンロードが必要なため、SNSも利用して欲しい)。対応方針には防災拠点への伝達手段が書かれていますが、町民や、遠方の親族への迅速な正しい情報の伝達手段も必要です。	現在、町では防災行政無線デジタル化(令和4年2月完成予定)を進めており、整備後には、防災行政無線と連動して緊急情報を町ホームページへ掲載するほか、登録者へのメール配信を行うなど、様々な方法で確実に迅速な情報発信を予定しています。(4-2 P.41に記述あり)
4	30頁	多言語対応など、事業者による観光客への情報伝達については触れられていますが、日本語の不得意な外国人住民への情報発信については計画されていないのでしょうか。	外国人への対応(情報伝達)については、ホームページ上で行うようにしています。また、町ホームページでは多言語対応できるようになっています。
5	31頁	災害時協力井戸について「登録件数の更なる増加」と書かれていますが、自治区のものでなく、町としても登録制度があるのでしょうか。あるのであれば、利用方法や井戸の所有者への免責事項などルールづくり、位置の公表など先に策定しなければいけないのではないのでしょうか。	現在、町では災害時協力井戸登録は行っていませんが、災害時における生活用水(洗濯やトイレ等の水)確保の観点から協力井戸登録を今後検討していきます。登録を行う際には、水質検査の実施や利用方法など、必要な事項を定めていきます。
6	40頁	4-1について、情報発信に限っておられるように思いますが、遠隔地の専門家にアドバイスを受けるなどのツールも必要です。コロナ禍におけるオンライン会議も普及されていないようですが、オンラインで情報のやりとりができる環境も必要でないでしょうか。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町ではオンライン会議を取り入れています。
7	49頁	し尿処理施設の被災とは町内の施設を指すのでしょうか。担当課が書かれていませんが(他の項目でも多々ありますが)玉城町としてどう対応するのでしょうか。	し尿処理施設は、町内に無く、伊勢広域環境組合クリーンセンター(伊勢市)を指しています。町の所管課は、税務住民課となります。また、担当課を追記します。
8	51頁	町単独の「森林の公益的機能の年間評価額」は試算できるので、森林保全の必要性を明確にするためにも指標として明示できるのではないのでしょうか。	今後、県の指導を仰ぎ指標化に努めていきます。

※ご意見いただき誠にありがとうございました。

問い合わせ先
 総務政策課 防災対策室
 電話 0596-58-8200